⑶　一般補助施設整備等事業

一般補助施設整備等事業については、復興事業に係る地方負担額（ただし、地方交付税法（昭和25年法律第211号）附則第４条に規定する震災復興特別交付税が交付される額を除く。）を対象とするものとする。

⑷　一般単独事業

一般単独事業については、貸付金を対象とするものとする。

㈡　公営企業債

⑴　公営企業債については、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業・ガス事業、港湾整備事業、病院事業・介護サービス事業、市場事業・と畜場事業、地域開発事業、下水道事業及び観光その他事業を事業区分とし、それぞれ１の㈡の⑴から⑽までに定める事業を対象とするものとする。

⑵　公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人のうち地方公共団体が主導的に設立したもの若しくは公立大学法人（附属病院に係るものに限る。）に対する出資金、貸付金若しくは補助金又は公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金若しくは出資金について起債を行う場合の取扱いについては、１の㈡の⑾に定める取扱いを準用する。

⑶　公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

⑷　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）又は特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合等が、東日本大震災に伴う料金の減免や事業休止等により平成29年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

㈢　被災施設借換債

被災施設借換債については、旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産の全部又は一部が焼失又は滅失した場合に繰上償還しようとする未償還地方債を対象とするものとする。

㈣　国の予算等貸付金債

国の予算等貸付金債については、国の予算から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

㈤　補正予算債

補正予算債については、国の補正予算等に伴う地方負担額に対する地方財政措置の内容に応じて別に定めるところにより対象とするものとする。

三　簡易協議手続に関する事項

１　簡易協議

⑴　基本的事項

地方債の協議に関する手続については、協議・同意事務の円滑化、簡素化等の観点から、地方債計画の事業区分ごとの地方公共団体の起債予定額の総額等に基づき、別に定めるところにより、事前に総務大臣が都道府県及び地方自治法第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）ごとに通知する同意予定額（市町村分にあっては、これに基づき都道府県知事が通知する市町村ごとの同意予定額）の範囲内で行われる協議については、原則として、協議内容に即し速やかに同意を行うものとする。

これを簡易協議手続といい、都道府県及び指定都市分にあっては、あらかじめ総務大臣が都道府県及び指定都市ごとに同意予定額を事業区分に応じて定めて通知し、当該都道府県及び指定都市が通知された同意予定額の範囲内において各事業別の充当額を定めて総務大臣に協議し、総務大臣は、通知した額の範囲内で協議されたものについては、原則として協議内容に即して同意する方法をいう。

また、市町村分にあっては、総務大臣が各市町村の属する都道府県ごとに同意予定額を事業区分に応じて定めて通知し、当該都道府県知事は通知された同意予定額の範囲内において市町村ごとに同意予定額を定めて通知し、各市町村の通知された額の範囲内で都道府県知事が総務大臣に協議の上、同意する方法をいう。

⑵　簡易協議の対象

二の１の㈠から㈢まで、㈤及び㈥、二の２の㈠、㈡の⑴から⑶まで、㈢及び㈤に掲げる事業区分を原則として簡易協議手続の対象とするものとする。

⑶　簡易協議の対象とならない地方債

⑵以外の地方債については、起債ごとに、個別に協議を行うものとする。

２　早期協議

民間等資金債の上半期発行等のために早期同意が必要なものについては、別に定めるところにより、早期協議・同意を行うものとする。

第三　許可団体に係る許可基準

一　健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合等

１　健全化判断比率（健全化法第３条第１項に規定する健全化判断比率をいう。以下同じ。）のいずれかが早期健全化基準（健全化法第２条第５号に規定する早期健全化基準をいう。以下同じ。）以上である地方公共団体及び健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となることが見込まれる地方公共団体（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体及び健全化令第10条第１項の規定に該当することにより財政健全化計画を定めることを要しない地方公共団体を除く。以下「早期健全化基準以上団体」という。）にあっては、原則として、財政健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

２　早期健全化基準以上団体の地方債の許可基準

⑴　財政健全化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

⑵　財政健全化計画の内容に問題がある又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第７条第１項の規定による勧告を受けた地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

３　「七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八　その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、早期健全化基準以上団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。ただし、原則として、１による財政健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

二　その他実質赤字額により許可を要する場合

１　実質赤字額解消計画の策定

地財法第５条の４第１項第１号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「実質赤字額解消計画策定団体」という。）は、実質赤字額の解消を図るための計画（以下「実質赤字額解消計画」という。）を策定するものとする。

２　実質赤字額解消計画策定団体の地方債の許可基準

⑴　実質赤字額解消計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

⑵　実質赤字額解消計画の内容に問題がある又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

３　「七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八　その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、実質赤字額解消計画策定団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。